

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成16年11月1日、17年11月1日及び18年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、16年10月は13万4,000円、17年10月及び18年10月は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月31日から同年11月1日まで
② 平成17年10月31日から同年11月1日まで
③ 平成18年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料が控除されている給与支給明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

臨時職員雇用契約書、準職員雇用契約書及び給与支給明細書により、申立人が、申立期間①については平成16年10月31日まで、申立期間②については17年10月31日まで、申立期間③については18年10月31日までそれぞれ継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については平成16年10月の給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から13万4,000円、申立期間②及び申立期間③については17年10月及び18年10月の給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、それぞれ11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を控除したものの納付していないことを認めている上、事業主が資格喪失日を平成16年11月1日、17年11月1日及び18年11月1日とそれぞれ届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを16年10月31日、17年10月31日及び18年10月31日とそれぞれ誤って記録することは考え難いことから、事業主が16年10月31日、17年10月31日及び18年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る16年10月、17年10月及び18年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が平成18年12月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、19年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。
A社に平成19年3月31日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び給与明細書により、申立人は、同社に平成19年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年4月の給与明細書における厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る訂正の届出について、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が平成19年1月1日、資格喪失日が同年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。
A社に平成19年3月31日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び給与明細書により、申立人は、同社に平成19年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年3月の給与明細書における厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る訂正の届出について、当該保険

料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年8月10日から同年11月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年8月10日に、資格喪失日に係る記録を同年11月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月から同年12月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。

19歳の時に初めて働いた忘れられない会社のため、勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉の供述、申立人がA社で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述、及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間前後において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人がA社と一緒に入社したとする申立人の姉は、申立期間のうち昭和31年8月10日から同年11月9日までの期間において、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、「昭和31年については、申立人と一緒に同社に入社し、同じ仕事に従事した後、一緒に退社した。32年に一緒に同社に勤務した弟が厚生年金保険に加入していて、31年に勤務した妹が加入していないの

は考えられない。」と供述している。

さらに、申立人が一緒にB町からA社に入社したとする同僚等の姉妹二人は、いずれも、オンライン記録によると、申立期間のうち昭和31年8月11日から同年11月9日までの期間において、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、妹は、「申立人姉妹とは同郷で、郷里のB町から出てきて同社に入社し、製造業務等の誰でもできる作業に従事していた。申立人とは31年に一緒に勤務し、3月から11月ごろまで働いていた。」と供述し、姉は、「31年3月から11月ごろまで自分の妹及び申立人姉妹と一緒に同社に勤務した。1年も働いていなかったのに厚生年金保険を掛けてくれたことを驚いている。」と具体的な供述を行っている。

加えて、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同姓で、かつ健康保険被保険者整理番号が連番となっていることから、申立人姉妹と同様に姉妹等であると考えられるとともに、昭和31年から複数年にわたって厚生年金保険の加入期間が確認できる二組4人の被保険者は、いずれも、31年8月10日又は11日から同年11月9日まで厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、当時、A社において、姉妹等で一緒に採用した者について、採用した初年度は姉又は年長者のみを厚生年金保険に加入させ、妹等は加入させない取扱いがあったとは考え難い。

また、申立人は昭和31年においては19歳であるところ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同年において18歳で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が確認できるとともに、前後の年においても19歳、18歳、17歳で被保険者資格を取得した者がそれぞれ確認できることから、当時、A社において、女性従業員について20歳に達するまで厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いがあったことをうかがわせる事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和31年8月10日から同年11月9日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の姉のA社における昭和31年8月から同年10月までの社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和33年7月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから確認することができないが、申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会が

あったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年8月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和31年3月から同年8月10日までの期間及び同年11月9日から同年12月までの期間については、オンライン記録によると、A社は33年7月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、当該期間における申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人の姉及び申立人と同郷の同僚は、いずれも、「A社における勤務期間は昭和31年3月から同年11月ごろまでであった。」と供述しているところ、上述のとおり、これらの者の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年8月10日又は11日、資格喪失日は同年11月9日であることが確認できる一方で、これらの者から厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間及び喪失した後の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同年8月に被保険者資格を取得した者は22人確認できるのに対し、同年3月に資格取得した者は男性二人のみであり、当該24人中22人が同年11月9日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、当該期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和31年3月から同年8月10日までの期間及び同年11月9日から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）から送付された「ねんきん特別便」にて年金加入記録を確認したところ、申立期間について加入記録が漏れていた。

A社が業績不振により経営を閉じた昭和 38 年 3 月 31 日まで同社に在籍しており、厚生年金保険の空白期間が有ることが納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社から間を空けず新たに設立されたB社に入社しており、年金加入期間に空白期間があることが疑問である。A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和 38 年 4 月 1 日）まで同社に在籍していた。」と供述している。

しかし、A社の残務整理を担当したとする者は、「会社の倒産後、従業員は社長を除き全員辞め、私一人が残って2、3か月の間、残務整理を行った。」と述べており、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社の同社における資格喪失日は昭和 37 年 11 月 1 日であることから、残務整理が始まった時期は同年 8 月もしくは同年 9 月ごろであったと推測され、申立人は、同時期の前には同社を退職したことが推認できる。

一方、申立人は、申立期間後の昭和 38 年 7 月 1 日にB社において厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同社の元代表取締役は、「申立人は、同社の設立時にはA社から移って来ていた。」と供述しているところ、商業登記簿によると、B社の会社設立は 37 年 4 月 17 日であったことを踏まえると、申立人は、同日以降に同社に入社したことが推認できる。

以上のことに加え、B社に昭和 38 年 4 月 1 日に入社した複数の同僚は、「申立人は自分より先に入社していた。」と述べていることから判断すると、

申立人は、同日までA社に在籍していたとは言い難く、B社が設立された日（37年4月17日）以降、同年8月もしくは9月ごろまでの間に、A社を退職し、同時にB社に入社したとするのが自然である。

また、申立人は、B社の入社時の従業員数を5、6人であったと述べていることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所として要件を満たしている事業所だったと推認できるが、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年7月1日であり、これ以前に当該事業所が適用事業所として届出されていた事実は見当たらない上、複数の同僚も、同年4月1日から同社に勤務しているものの、被保険者資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日であり、これ以前の資格記録は存在しないことが確認できる。

さらに、B社の元代表取締役は、「同社の設立時の従業員数は自分を含め4人位だったと思う。設立当初は様子を見ていたが、経営が良くなってきたため、昭和38年4月に社屋を増やし、従業員も増員した。」と述べていることを踏まえると、設立から1年程度様子を見て、同年4月以降に同社に係る新規適用の届け出がなされたことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 41 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。
申立期間のうち、毎年、農閑期（冬期間）の 4 か月程の期間に、配送の仕事をしていたので、厚生年金保険の保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、毎年、冬期間（4 か月間）に A 社（現在は、B 社）に勤務していたとしているが、同社に勤務していた複数の者の供述により、申立人は、同社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない。

また、申立期間当時、A 社で配送業務を担当していた者は、「申立人は、配送業務の専任者の交代要員として冬期間の何年間か勤務していたが、臨時職員として勤務していたので厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述しているほか、同社の元役員も、「当時、農閑期に短期雇用の配送員として勤務していた者は居たが、短期雇用者は厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険に加入させない取扱いであった短期雇用の臨時職員として勤務していたことが推認できる。

さらに、B 社に勤務状況について照会したところ、「勤務形態、人事記録等については、廃棄済みのため確認できない。」との回答を得ているところ、同社が作成し保管している「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」上に申立人の名前は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番が無く、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者となっており、当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。